

福島県防災会議幹事会議結果

No	幹事名	意見			事務局対応
		項目	内容	理由	
1	阿賀川河川 国道事務所 長	第2章災害予防編 第4節 水害・土砂災害予防対策 第1水害予防対策 2ダムによる防災対策 (3)既存ダムの洪水調節機能強化	一級河川阿武隈川・阿賀野川と二級水系 ↓ 一級河川阿武隈川・阿賀野川（阿賀川）と二級水系		意見のとおり修正します。
2	日本赤十字社福島県支部事業推進課長	県地域防災計画 一般災害対策編 ○第2章 災害予防計画 第10節 医療（助産）救護・防疫体制の整備 第1 医療（助産）救護体制の整備 1 医療（助産）救護体制の確立 (1) 県 ○第3章 災害応急対策計画 第11節 医療（助産）救護 第2 医療（助産）救護活動 県地域防災計画 地震・津波災害対策編 ○第3章 災害応急対策計画 第12節 医療（助産）救護 第2 医療（助産）救護活動	文言修正 ○「福島県災害救急医療マニュアル（平成9年3月）」を「福島県災害医療行動計画（令和3年3月）」に修正 ○「福島県災害救急医療マニュアル」を「福島県災害医療行動計画」に修正 ○「福島県災害救急医療マニュアル」を「福島県災害医療行動計画」に修正	「福島県災害救急医療マニュアル（平成9年3月）」に代わるものとして、「福島県災害医療行動計画（令和3年3月）」が策定されたため。 ※地域医療課に確認願います。また、当文言修正が必要な個所がほかにないか要確認。 ※救援班で実施している保健福祉部関連業務が保健福祉部保健医療福祉調整本部で実施することにより、「福島県災害医療行動計画（令和3年3月）」もあって修正箇所がでるため、引き続き地域医療課と情報共有、連携をお願いいたします。	意見のとおり修正します。
3	日本赤十字社福島県支部事業推進課長	県地域防災計画 一般災害対策編 ○第2章 災害予防計画 第10節 医療（助産）救護・防疫体制の整備 第1 医療（助産）救護体制の整備 1 医療（助産）救護体制の確立 (3) その他の機関 ア 日本赤十字社福島県支部	「日本赤十字社福島県支部は、（中略）また、県災害対策本部救援班に参加する体制を整備するものとする。」下線部を 保健医療福祉調整本部 に修正。 （あるいは、県保健医療福祉調整本部としたほうがよいのか検討願います）	救援班で実施している保健福祉部関連業務が保健医療福祉調整本部で実施することによる修正。第3章 災害応急対策計画 第11節 医療（助産）救護 第2 医療（助産）救護活動 3 その他の機関 ア 日本赤十字社福島県支部 と同様の修正。	意見のとおり修正します。
4	教育長	県地域防災計画 一般災害対策編 第2章第9節5 「指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項」	指定避難所として指定されている県立学校等に備蓄すべき飲料水等の確保や、備蓄できない場合の供給計画の策定など、指定避難所の運営に係る必要な支援（予算や物的支援等含む）をお願いしたい。	県地域防災計画の見直しに伴い指定避難所において備蓄すべき飲料水等の確保や、避難所運営に係る計画の策定が新たに必要となるため。	県立学校等を指定避難所に指定するのは市町村であり、備蓄や避難所運営計画等の作成は市町村の業務となります。市町村がそれらの業務を行うため、県として必要な支援を行うべきという御意見として承ります。

No	幹事名	意見		事務局対応	
		項目	内容		理由
5	県警災害対策課長	福島県災害対策本部事務局組織改正のポイント（資料1-2） 災害対策本部事務局組織の機能分担	警察班 「県警察災害対策本部」という記載を「県警災害警備本部」と修正をお願い致します。	福島県地域防災計画記載の名称と統一させるため。	意見のとおり修正します。
6	広報課長	一般災害対策編」修正案新旧対照表別紙8（資料21頁）の知事公室班の事務分掌 「4 広報活動～その他広報に関すること」の表現。	「広報活動、報道機関の取材対応、記者会見等の調整・記録、その他広報に関すること」と修正すべきと考える。（「等」の追加）	先日の改正案の照会時に、知事公室班の新たな業務として記者ブリーフィングの記録が追加となる旨の説明があったが、改正案の表現（「記者会見」と記載）の場合、知事の記者会見に限定した対応であると解釈される可能性があるため。 なお、貴課の調整により、記者ブリーフィングの記録を知事公室班の業務に追加しないこととしたのであれば、原案の表現で構いません。	意見のとおり修正します。
7	原子力安全対策課長	・県地域防災計画 第3章 災害応急対策計画 ・県地域防災計画（一般災害対策編）新旧対照表 別紙7	・原子力班の構成員のうち、ユニットリーダーについて、「主任主査又は主査等」から「主任主査等」へと修正。 ・原子力班のユニット名、「原子力災害対応ユニット」は誤り。「原子力災害対策ユニット」が正しい。	・等としているため、「又は主査」と限定する必要はないと考えるため。	意見のとおり修正します。
8	企画調整課長	県地域防災計画 一般災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第1節 第7（2）県災害対策本部事務局組織	※下線部を加筆、修正 ① 総括班（総員36名） （略） （ユニットリーダーの主任主査又は主査） 危機管理課、消防保安課及び災害対策課から各1名 総務部及び企画調整部から各1名 ② 情報班（総員39名） （略） <構成員> 班 長：危機管理課長 副班長：県民広聴室長、経営・販売課長、デジタル変革課総括主幹	① 記入漏れのため ② 令和3年4月1日付け組織名称変更のため	意見のとおり修正します。

No	幹事名	意見			事務局対応
		項目	内容	理由	
9	農村基盤整備課長	県地域防災計画（一般災害対策編） P. 13 第2章災害予防計画 5 その他施設の維持補修 （2）計画（農村整備総室）	下線部 1行目 また、地震等による破損等で決壊した場合の．．．．． ↓ 豪雨等	（一般災害対策編）の水害予防対策における記載であるため、「地震」より「豪雨」の表現がより妥当と考えられる。（なお、（地震・津波対策編）では、第9節第5で、ため池の防災減災対策が示されている。（P. 5））	意見のとおり修正します。
10	農村基盤整備課長	県地域防災計画（一般災害対策編） P. 30 別紙8 災害対策本部各部・各班事務分掌 農林水産部 農村整備班の4について	緊急輸送等に関する事項として記載されていると思われるが、即応性を考えれば本部事務局の適切な班（情報班、もしくは物資班）に事務分掌を移してはどうか。		御意見として承ります。
11	農村基盤整備課長	県地域防災計画（一般災害対策編） P. 13 第2章災害予防計画 5 その他施設の維持補修 （2）計画（農村整備総室）	・ 1行目 農業水利基幹施設 → 基幹的農業水利施設 ・ 2行目 土地改良事業長期計画 → 福島県農林水産業振興計画 ・ 4～5行目 助成指導 → 助言・指導	よりの確な文言へ修正	意見のとおり修正します。
12	農村基盤整備課長	県地域防災計画（一般災害対策編） P. 13 第2章災害予防計画 5 その他施設の維持補修 （2）計画（農村整備総室）	緊急連絡体制を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進するものとする。	ハザードマップの作成等について、改めて優先順を明記する必要がないと判断されるため。	意見のとおり修正します。
13	土木総務課長	災害対策本部事務局体制（一般災害対策編 第3章）	災害の状況によっては、部内の災害対応業務を優先せざるを得なく、災害対策本部事務局指定職員の配置が難しい場合もあるので、御理解願いたい。		御意見として承ります。
14	土木企画課長	災害対策本部事務局体制（一般災害対策編 第3章）	災害の状況によっては、部内の災害対応業務を優先せざるを得なく、災害対策本部事務局指定職員の配置が難しい場合もあるので、御理解願いたい。		御意見として承ります。

No	幹事名	意見			事務局対応
		項目	内容	理由	
15	道路管理課長	災害対策本部事務局体制（一般災害対策編 第3章）	災害の状況によっては、部内の災害対応業務を優先せざるを得なく、災害対策本部事務局指定職員の配置が難しい場合もあるので、御理解願いたい。		御意見として承ります。
16	河川整備課長	災害対策本部事務局体制（一般災害対策編 第3章）	災害の状況によっては、部内の災害対応業務を優先せざるを得なく、災害対策本部事務局指定職員の配置が難しい場合もあるので、御理解願いたい。		御意見として承ります。
17	砂防課長	災害対策本部事務局体制（一般災害対策編 第3章）	災害の状況によっては、部内の災害対応業務を優先せざるを得なく、災害対策本部事務局指定職員の配置が難しい場合もあるので、御理解願いたい。		御意見として承ります。
18	港湾課長	災害対策本部事務局体制（一般災害対策編 第3章）	災害の状況によっては、部内の災害対応業務を優先せざるを得なく、災害対策本部事務局指定職員の配置が難しい場合もあるので、御理解願いたい。		御意見として承ります。